

18 生畜第 1797 号  
平成 18 年 11 月 17 日

日本食肉輸出入協会 会長  
日本ハム・ソーセージ工業協同組合 理事長 殿  
社団法人 日本ハンバーグ・ハンバーガー協会 会長  
全国農業協同組合連合会 代表理事 理事長

農林水産省生産局畜産部長

### 関税関係法令の遵守の徹底について

豚肉の差額関税制度を悪用した脱税行為の再発を防止し、本制度の適正かつ円滑な運営を確保するため、農林水産省としては、これまでも別紙のとおり指導文書の発出やリーフレットの配布等を通じて、食肉関係業者に対する関税法令等の遵守の徹底を指導するとともに、関税当局による取締りが徹底されるよう財務省との連携強化を図ってきたところであります。

しかしながら、その後も本年 1 月に食肉輸入会社等による類似の不正輸入が摘発されたのに加え、11 月 16 日には、大手食肉卸売会社等に対し、関税法違反容疑による強制捜査が行われ、関係者が逮捕されるという事態が生じたことは甚だ遺憾であります。

農林水産省としても、今後とも関税関係法令の遵守を徹底するため、関係省庁と連携し、違反には厳正に対処していく方針であります。貴団体におかれましても、再発防止に更なる万全を期す観点から、合法的に輸入された豚肉であることについてチェックするための仕組みの構築等、傘下構成員における別紙の取組状況等を再点検し、その確実な取組が徹底されるよう、よろしくお願いいたします。

なお、平成 18 年度の（独）農畜産業振興機構の畜産業振興事業については、事業実施主体及び事業実施者が、法令遵守に関し実践すべき具体的行動の基準となる文書を策定していることを事業採択の要件化したところでありますので、申し添えます。

## 別紙

17生畜第1209号  
平成17年8月3日

日本食肉輸出入協会 会長  
日本ハム・ソーセージ工業協同組合 理事長 殿  
社団法人 日本ハンバーグ・ハンバーガー協会 会長  
全国農業協同組合連合会 代表理事 理事長

農林水産省生産局畜産部長

### 法令遵守(コンプライアンス)体制の確立・徹底について

豚肉の差額関税制度をめぐっては、一部の食肉関係業者が制度を悪用し、豚肉を輸入する際、虚偽の輸入価格を申告し、関税を免れた疑いで逮捕、起訴される等の事件が生じている事態は誠に遺憾であります。

農林水産省としては、これまでもこうした不正輸入の再発を防止し、本制度の適正かつ円滑な運営を確保するため、指導文書(別添1)の発出やリーフレット(別添2)の配布等を通じて、貴団体及び傘下構成員も含め、食肉関係業者に対する関税法令等の遵守の徹底を指導するとともに、関税当局による取締りが徹底されるよう財務省との連携強化を図ってきたところであります。

しかしながら、その後の状況を見ると、

- (1) 6月に、大手食肉加工会社の従業員及び法人としての同社が、脱税した豚肉であることを知りながら購入したとして、関税法違反容疑で告発・起訴されたこと
- (2) 5月に実施した食肉関係団体並びに団体傘下の企業の法令遵守体制の取組状況調査において、未だ法令遵守に向けた取組体制が整っていない企業が多数存在することが判明したこと

から、再発防止に向けた指導、監督を一層強化することが必要となっております。

農林水産省としても、関税関係法令の遵守を徹底するため、関係省庁と連携し、違反には厳正に対処する方針であります。貴団体におかれても、別添1で対応をお願いした事項について、更に具体的な取組を進め、再発防止に万全を期す観点から、傘下構成員に対し、下記事項について、積極的な取組みを促して頂くようよろしくお願いいたします。

なお、農林水産省としても、食肉関係事業者における法令遵守の一層の徹底を促進する観点から、平成18年度以降の食肉関係補助事業について、法令遵守のための規範等を整備すること等を交付要件とする方向で現在検討中であり、食肉業界全体におけるコンプライアンス体制の確立・徹底を更に積極的に推進していくこととしておりますので、念のため申し添えます。

## 記

- 1 法令遵守に係る規範等の整備  
傘下構成員の法令遵守に係る規範、指針、ガイドライン等の早期整備及び内部牽制システムの確立を図ること
- 2 法令遵守体制の運用についての定期的検証  
傘下構成員のうち、既に1の規範等が整備されている企業にあっては、法令遵守体制が適切に機能しているかどうかを定期的に検証すること
- 3 役職員の法令遵守意識の確立のための取組の実施  
傘下構成員において役職員のコンプライアンス意識が徹底されるよう、法令遵守に関する講習会の開催等の取組を実施すること
- 4 合法的な豚肉の仕入のためのルールの設定、チェックの厳格化  
傘下構成員が、輸入豚肉の取扱いを業として、実施している場合にあっては、差額関税制度の適正な運用に向けて、特に、別添1の通知文書の記2の趣旨の徹底を図るため、輸入豚肉の仕入れに当たり、法令遵守に係る規範等が整備されているなど法令遵守が確実な事業者に限り取引対象とすることについてのルール化や、契約の際、合法的に調達した原料であることについてチェックするための仕組みの構築等の取組の実施に努めること

指導文書

17 生畜第 380 号  
平成 17 年 4 月 25 日

日本食肉輸出入協会 会長  
日本ハム・ソーセージ工業協同組合 理事長 殿  
社団法人 日本ハンバーグ・ハンバーガー協会 会長  
全国農業協同組合連合会 代表理事 理事長  
(注：全農宛て文書については、平成 17 年 4 月 27 日付け)

農林水産省生産局畜産部長

豚肉の差額関税制度の適正な運用について

豚肉の差額関税制度は、輸入品の価格が低いときは、基準輸入価格を下回る部分を関税として徴収して国内養豚農家を保護する一方、価格が高いときには、低率な従価税を適用することにより、関税負担を軽減し、消費者の利益を図る、という仕組みとなっており、国内の豚肉の需給及び価格の安定を図る上で重要な制度となっております。しかしながら、一部の食肉関係業者が豚肉を輸入する際、虚偽の輸入価格を申告し、関税を免れた疑いで逮捕、起訴されるなど、差額関税制度を悪用する事例が生じている事態は誠に遺憾であります。

農林水産省としては、これまでもこうした不正輸入の再発を防止し、本制度を円滑に運営するため、貴団体及び傘下企業も含め、食肉関係業者に対する関税法令等の遵守の徹底を指導するとともに、関税法違反の疑いのある事案について関税当局に情報提供を行うなど、関税当局による取り締まりが徹底されるよう連携を図ってきたところであります。

本制度を悪用した脱税行為については、最近の国会質疑においても取り上げられるなど、重大な関心が寄せられているところであり、関税当局のみならず、食肉行政を所管する農林水産省としても、不正防止に向けた対応を強化する必要があると考えております。

このため、農林水産省としては、財務省と連携し、別添のリーフレットの配布により、制度の趣旨・必要性、平成 17 年 10 月に予定されている処罰の強化について、周知・徹底を図るとともに、食肉業界全体におけるコンプライアンス体制の確立・徹底についての指導等を更に積極的に推進していくこととしております。

ついては、貴団体におかれても、本制度の適正な運用を図るため、会員（日本ハム・ソー組合にあっては組合員、全農にあっては子会社）に対し、下記事項について周知頂くとともに、積極的な取組みを促して頂くようよろしく願いいたします。

## 記

- 1 豚肉の差額関税制度は、安価な豚肉の大量輸入による国内需給の混乱を防止することを目的として制定され、国内の豚肉の需給及び価格の安定に寄与しているものであり、豚肉の輸入に当たっては、本制度の趣旨を了知の上、適正な手続きを行うこと。
- 2 食肉の購買に当たっては、関税法を始めとする関係法令に違反し、又はそのおそれのある取引に係る食肉を購買することのないよう、慎重に対応すること。
- 3 コンプライアンス（法令遵守）意識の確立、徹底を図ること。

豚肉を輸入される皆さん

## 豚肉の輸入にあたっては、差額関税制度に基づき適正に手続きを行いましょ！

### ■ 豚肉の差額関税制度はどのような制度でしょうか？

- 豚肉の差額関税制度は、  
輸入品の価格が低いときは、基準輸入価格に満たない部分を関税として徴収して国内養豚農家を保護する一方、  
価格が高いときには、低率な従価税を適用することにより、関税負担を軽減し、消費者の利益を図る  
という仕組みになっており、需要者と国内生産者のバランスを図る上で重要な制度です。

### ■ なぜ、豚肉の差額関税制度が必要なのですか？

- この制度は、海外からの安価な豚肉の大量輸入による国内需給の混乱を防止することを目的として制定されたものであり、国内の需給および価格の安定に寄与しています。  
このため、豚肉の輸入にあたっては、本制度に基づき適正に手続きを行っていただく必要があります。

#### (参考)

関税法に基づき、違反事例に対しては、5年以下の懲役もしくは500万円以下の罰金、またはこれらが併科されます。

平成17年度の関税改正において、適正な納税申告の履行及び適正な関税の納付を確保することを目的として、重加算税が導入され、平成17年10月より施行されることとなっています。

農林水産省としても、本制度の適正な実施が図られていないような事案については、速やかに関係機関へ情報提供等を行うこととしています。